

人事責任者 殿

大和ハウス工業健康保険組合

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様の一部負担金免除について

平素は健康保険組合事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、北海道で発生した地震の被害により、被災された方々へは心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

大和ハウス工業健康保険組合では、今回の地震の被害の甚大さに鑑み、医療機関を受診された被保険者・被扶養者のうち、下記条件に該当する方につきまして「一部負担金免除などの徴収猶予及び減免」を適用しますので手続きをお願いいたします。

記

1. 窓口での一部負担金免除について

条件（１）（２）のいずれにも該当する方で、医療機関を受診した方は「一部負担金」を平成31年1月末日迄免除します（すでに支払い済みの場合は後で精算できます）。

(1) 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害援助法の適用市町村に住所を有する組合員

(2) 今回の地震で次のいずれかの申し立てをした方

①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

③主たる生計維持者の行方が不明である場合

2. 徴収を猶予・減免する一部負担金等の範囲

・一部負担金

・保険外併用療養費／訪問看護療養費／家族療養費/家族訪問看護療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、柔整・あんま・マッサージ・鍼灸は除く）

注）現在、既に徴収猶予になっている方も忘れず申請願います。申請がない場合、健保より一部負担金を請求します。

3. 免除申請について

(1) 健康保険一部負担金等免除申請書（添付書類として罹災証明書・被災証明書写し等要）

(2) 健康保険一部負担金等還付申請書（添付書類として罹災証明書・被災証明書写し等要）

4. 免除期間

平成31年1月31日受診まで

5. 健康保険証の再発行について

健康保険証を紛失・消失した場合は再交付申請書により再発行します。

お問い合わせ先：大和ハウス工業健康保険組合 TEL 06-6342-1440（担当：西村）

以上